

登録申請書の書き方 フローチャート

令和5年10月

Check

申請者の状況に応じた「登録申請書(国内事業者用)」の書き方を、ケースごとに説明しています。

用語説明

以下の用語の説明は、2ページをご覧ください。

- ・課税事業者・課税期間
- ・みなし登録期間

START

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継しましたか？(法人の場合はNOへ)

YES

みなし登録期間中に登録申請書を提出しますか？

YES

ケース6
※ 既に登録を受けている相続人は、登録申請書の提出は不要です。

NO

新たに事業を開始した事業者ですか？

YES

事業を開始(相続)した課税期間の初日から登録を受けますか？

YES

ケース1

NO

登録申請書を提出する時点において課税事業者ですか？

YES

翌課税期間は課税事業者ですか？

NO

登録申請書を提出する時点において課税事業者ですか？

NO

ケース2

翌課税期間中に登録を受けますか？

NO

ケース3

YES

ケース4

NO

ケース5

YES

ケース2-②

それぞれのケースをクリックすると、一部のチェック欄が記載された様式をダウンロードできます。(そのまま印刷してご提出いただけます)

上記に当てはまらない場合は…

フローチャートに当てはまらない場合や、新設法人などご自身の事情に即して個別に登録申請書の書き方をお知りになりたい場合には、[所轄の税務署](#)にご相談ください。

用語説明

課税事業者

事業者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する者などをいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ 新設法人(基準期間がない事業年度の開始の日における資本金等の額が1,000万円以上の法人をいいます)又は特定新規設立法人に該当する事業者

課税期間

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間です。

原則として、個人事業者の方は暦年、法人の方は事業年度をいいます。

さらに詳しくお知りになりたい方は、「[消費税のあらまし\(令和5年6月\)](#)」をご参照ください。

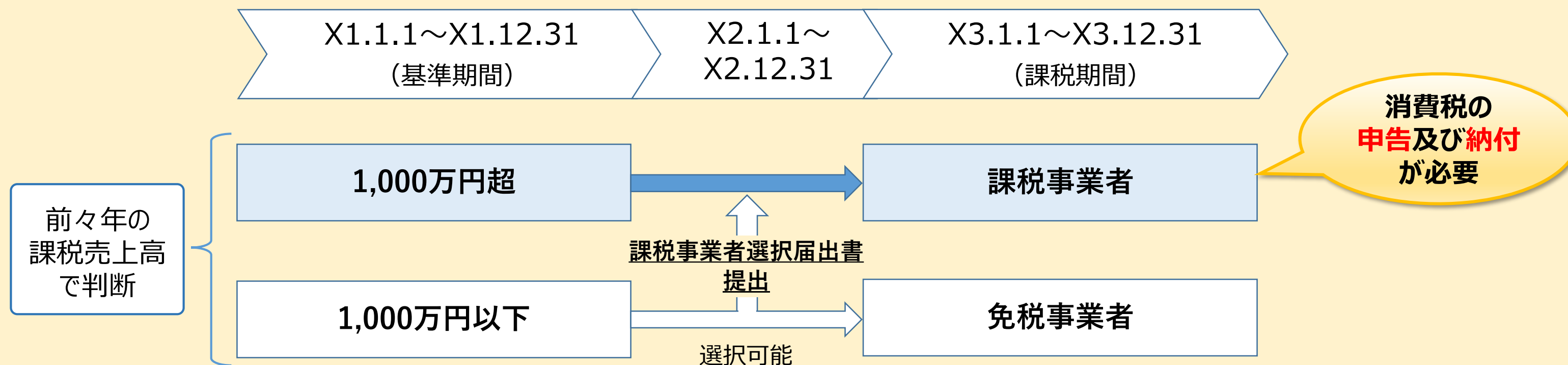
みなし登録期間

相続により、インボイス発行事業者の事業を承継した相続人の相続があった日の翌日から、その相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係るインボイス発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間をいいます。この「みなし登録期間」中は、相続人はインボイス発行事業者とみなされ、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています。



消費税のあらまし

課税期間と課税事業者の関係【例:個人事業者又は12月決算の法人】



事業を開始した課税期間の初日から登録を受ける場合

初葉

「事業者区分」欄

次葉

「免税事業者の確認」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

<input checked="" type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 ○年 △月 □日
---	------------------------

該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号				法人番号			
生年月日（個人）又は設立年月日	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和	事業年度	自 月 日	至 月 日	金額	円	
事業内容等	事業内容	登録希望日	令和 年 月 日	翌課税期間の初日	令和 年 月 日		

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。

上記以外の免税事業者

「免税事業者の確認」欄：記載不要

個人事業者の方は **令和●年1月1日**
法人の方は **「事業年度」の初日** を記載してください

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等」に し、次に「事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者」に し、課税期間の初日を記載する。

課税事業者になる日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 課税期間の初日

： 課税期間の初日（令和5年9月30日以前の場合、令和5年10月1日）

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない 免税事業者の方

初葉 「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

事業者区分 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を 課税期間の初日

下記①から④の全てを満たす場合のみ、この欄に☑を記載してください。

- ① 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が
- ② 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）
- ③ **翌課税期間の初日から登録を受けようとし**
- ④ 課税事業者となる「課税期間の初日」が
 - ・令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して**15日前の日までに**登録申請書を提出する場合

下記①から③の全てを満たす場合のみ、この欄に☑を記載してください。

- ① 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が
- ② 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）
- ③ 課税事業者となる「課税期間の初日」が
 - ・令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して**15日前の日を過ぎて**登録申請書を提出する場合（その課税期間の**途中**から登録を受けることとなります。）

次葉 「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

以下の2つに該当しない場合は、こちらに☑を記載してください。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X X X X X X X X X X X X	法人のみ記載	事業年度	自 月 日
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 ○○年 △△月 □□日	事業年度	至 月 日	
事業内容等	×××業	登録希望日	令和 ○年 △月 □日	資本金 円
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。		翌課税期間の初日	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者				

課税事業者になる日

①上段に☑をした場合:登録希望日 ②中段に☑をした場合:翌課税期間の初日 ③下段に☑をした場合:翌課税期間の初日

登録年月日(インボイス発行事業者になる日) ①上段に☑をした場合:登録希望日 ②中段に☑をした場合:翌課税期間の初日 ③下段に☑をした場合:登録がされた日

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない課税事業者が、免税事業者である翌課税期間において登録を受けようとする場合

初葉 「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を	課税期間の初日
---	---------

次葉 「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X X X X X X X X X X X X
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 ○○年 △△月 □□日
事業内容等	×××業
登録希望日	令和 ○年 △月 □日

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。

上記以外の免税事業者

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）」に する。

次葉の「免税事業者の確認」欄：「令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者」に する。

登録希望日欄には、翌課税期間の初日（課税期間の初日から起算して**15日前の日まで**に提出が必要）または提出日から15日を経過する日（翌課税期間中の日付に限ります。）を記載する。

課税事業者になる日
登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 翌課税期間の初日
： 翌課税期間の初日

または
または

登録希望日
登録希望日

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない課税事業者の方

初葉 「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を 課税期間の初日

次葉 「免税事業者の確認」欄

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号				法人番号			
生年月日（個人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	事業年度	自 月 日	至 月 日	金額	円	
事業内容等	事業内容		登録希望日	令和 年 月 日	翌課税期間の初日		
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。				令和 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者							

「免税事業者の確認」欄：記載不要

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)」に する。

課税事業者になる日

： 既に課税事業者

登録年月日(インボイス発行事業者になる日)

： 登録がされた日(後日通知される登録通知書をご確認ください。)

事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出する場合で、その課税期間の初日から登録を受けず申請書を提出する時点において課税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	<input type="checkbox"/> 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日

次葉

「免税事業者の確認」欄

免税事業者の確認	該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号	生年月日（個人）又は設立年月日	法人番号	事業年度
	事業内容等	事業内容	登録希望日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。			翌課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者			

「免税事業者の確認」欄：記載不要



記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等」にし、次に「上記以外の課税事業者」にする。

課税事業者になる日

： 既に課税事業者

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 登録がされた日（後日通知される登録通知書をご確認ください。）

事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出する場合で、その課税期間の初日から登録を受けず申請書を提出する時点において免税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	
<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	

以下に該当しない場合は、**こちら**に☑を記載してください。

次葉

「免税事業者の確認」欄

※ **法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載**してください。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X X X X X X X X X X X X X X X
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 ○○年 △△月 □□日
事業内容等	×××業
事業年度	自 月 日 至 月 日
資本金	円
登録希望日	令和 ○年 △月 □日
消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	翌課税期間の初日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	

下記①から③の全てを満たす場合のみ、この欄に☑を記載してください。

① 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が

② 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）

③ 課税事業者となる「課税期間の初日」が

- ・令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して**15日前の日を過ぎて**登録申請書を提出する場合（その課税期間の**途中**から登録を受けることとなります。）

課税事業者になる日 : ①上段に☑をした場合:登録希望日 ②下段に☑をした場合:翌課税期間の初日

登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : ①上段に☑をした場合:登録希望日 ②下段に☑をした場合:登録がされた日

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継し、みなし登録期間中に登録申請書を提出する個人事業者(既に登録を受けている場合は登録申請書の提出は不要です。)

初葉 「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付してください。
 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

事業者区分 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を 課税期間の初日

次葉 「免税事業者の確認」欄及び「相続による事業承継の確認」欄

該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付し記載してください。

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号				法人番号			
生年月日(個人)	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	事業年度	自 月 日	至 月 日	金額	円	
事業内容等	事業内容		登録希望日	令和 年 月 日			

「免税事業者の確認」欄 : 記載不要

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。

翌課税期間の初日 令和 年 月 日

上記以外の免税事業者

記載方法

初葉の「事業者区分」欄: 「課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)」に する。

次葉の「相続による事業承継の確認」欄: 「相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。」欄の「はい」に し、必要事項を記載する。(適格請求書発行事業者の死亡届出書を提出してください。)

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。
 (「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。)

はい いいえ

適格請求書発行事業者の死亡届出書	提出年月日	令和 ○年 △月 □日	提出先税務署	○○ 税務署															
死亡年月日	令和 ○年 ×月 △日																		
(フリガナ)	トウキョウト																		
納税地	東京都○○区△△ □-□																		
(フリガナ)																			
氏名	国税 太郎																		
登録番号	T	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※ みなし登録期間中は被相続人の登録番号を使用することができます

課税事業者になる日 : 既に課税事業者(相続があった日の翌日から課税事業者)

登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 登録がされた日(後日通知される登録通知書をご確認ください。)